省　令

○総務省令第百六十五号

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第四百五号）の施行に伴い、並びに消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十一日

総務大臣　川端　達夫

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令

（危険物の規制に関する規則の一部改正）

第一条　危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第四項第二号中「エチルアルコール」を「エタノール」に改め、同条第七項第一号中「第十一号から第十一号の三まで及び第十五号」の下に「、同条第二項（同項においてその例によるものとされる同条第一項第一号から第三号まで、第十号、第十号の二、第十二号から第十四号まで及び第十七号を除く。）」を加える。

第十一条及び第十二条中「第十一条第一項第一号及び第一号の二」の下に「（同条第二項においてその例による場合を含む。）」を加える。

第十三条の二の二中「第十一条第一項第十四号」の下に「（同条第二項においてその例による場合を含む。）」を加える。

第十三条の四及び第十三条の五中「第九条第一項第二十号イにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合」の下に「並びに令第十一条第二項においてその例による場合」を加える。

第十五条中「第十一条第一項第二号ただし書」の下に「（同条第二項においてその例による場合を含む。）」を加える。

第十七条第一項中「第十一条第一項第三号」の下に「（同条第二項においてその例による場合を含む。）」を加える。

第十八条第一項中「第十一条第一項第三号」の下に「（同条第二項においてその例による場合を含む。）」を加え、同条第二項中「第九条第一項第二十号イにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに」の下に「令第十一条第二項、」を、「第十一条第一項第十号の二ヲ（」の下に「同条第二項、」を加える。

第十九条の二中「第十一条第一項第一号の二ただし書」の下に「（同条第二項においてその例による場合を含む。）」を加える。

第二十条の二第一項中「第十一条第一項第三号の二」の下に「（同条第二項においてその例による場合を含む。）」を加える。

第二十条の三中「第十一条第一項第三号の二」の下に「（同条第二項においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第二十条の五の二中「第九条第一項第二十号イにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに」の下に「令第十一条第二項及び」を加える。

第二十条の六中「第十一条第一項第四号の二」の下に「（同条第二項においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第二十条の九中「とする。）」の下に「及び浮き蓋の総体」を加える。

第二十条の十中「第十一条第一項第四号」の下に「（同条第二項においてその例による場合を含む。）」を加える。

第二十一条の二中「第十一条第一項第七号の二」の下に「（同条第二項においてその例による場合を含む。）」を加える。

第二十一条の三中「第十一条第一項第十号の二イただし書」の下に「（同条第二項においてその例による場合を含む。）」を加える。

第二十一条の四中「第九条第一項第二十号イにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに」の下に「令第十一条第二項及び」を加える。

第二十一条の六中「第十一条第一項第十二号の三」の下に「（同条第二項においてその例による場合を含む。）」を加える。

第二十二条第一項中「第十一条第一項第十五号」の下に「（同条第二項においてその例による場合を含む。）」を加える。

第二十二条の二の六中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に改め、同条を第二十二条の二の八とする。

第二十二条の二の五中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改め、同条を第二十二条の二の七とする。

第二十二条の二の四中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改め、同条を第二十二条の二の六とする。

第二十二条の二の三中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改め、同条を第二十二条の二の五とする。

第二十二条の二の二中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改め、同条を第二十二条の二の四とする。

第二十二条の二第一項中「第十一条第二項」を「第十一条第三項」に改め、「同条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第二項中「第十一条第一項第一号から第二号まで、」を「第十一条第一項第一号から第二号まで（同条第二項においてその例による場合を含む。）並びに同条第一項」に、「、第十号の二、第十四号及び第十五号」を「並びに同項第十号の二、第十四号及び第十五号（同条第二項においてその例による場合を含む。）」に改め、同条を第二十二条の二の三とし、第二十二条の次に次の二条を加える。

（浮き蓋の構造）

第二十二条の二　令第十一条第二項第一号の総務省令で定める浮き蓋の構造は、次の各号に掲げる当該浮き蓋の区分に応じ、当該各号に定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

一　一枚板構造の浮き蓋にあつては、次のとおりとする。

イ　厚さ三・二ミリメートル以上の鋼板で造ること。

ロ　告示で定める浮力を有する構造とすること。

ハ　特定屋外貯蔵タンクのうち告示で定めるものの浮き蓋は、告示で定めるところにより液面揺動により損傷を生じない構造とすること。

ニ　ハに規定する浮き蓋の浮き部分の溶接及び浮き部分と当該浮き部分以外の部分との溶接は、告示で定める方法によること。

ホ　浮き蓋の浮き部分が仕切り板で仕切られた室には告示で定めるマンホールを設けること。

ヘ　危険物の出し入れによつて浮き蓋が損傷しないように必要な通気管等を設けること。